

定款への事業名の記載について

サービス名	定款への表記
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
施設入所支援及び 施設障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
移動支援 訪問入浴サービス 日中一時支援 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基づく地域生活支援事業
地域移行支援 地域定着支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基づく一般相談支援事業
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基づく特定相談支援事業
障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

※「障害者総合支援法」は略称のため、定款の表記は正式名称で記載してください。

※就労継続支援 A 型事業者は「専ら社会福祉事業を行う者」でなければなりません。

定款に社会福祉法第2条に掲げる第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業に該当しない事業目的は記載できません。

※社会福祉法人や NPO 法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。（株式会社や有限会社等の営利法人及び一般社団法人の場合、所轄官庁はありません。）